

補助事業の手引き 第1回～第5回公募用 補助金交付候補者向け

主な改訂履歴

バージョン	改訂日	ページ	項目	改訂後	改訂前
2.5	R8.3.30	25	フェーズ2～交付決定から実績報告書提出まで～ (15) 補助事業者情報等（社名等）の変更（交付規程第29条）	補助事業者の補助事業者情報等（代表者、社名、本社所在地等）が変更となる場合、変更内容によっては、「社名等変更届出書」＜参考様式3＞等を事務局へ提出する必要があります。 なお、補助事業実施場所が本社所在地と同一である補助事業者の本社所在地変更の場合は、「補助事業計画変更（等）承認申請書」＜様式第3-1＞の提出も必要となる場合があります。 補助事業終了年度（基準年度）の変更、決算月の変更となる場合は、Jグランツより提出してください。	補助事業者の補助事業者情報等（代表者、社名、本社所在地等）が変更となる場合、変更内容によっては、「社名等変更届出書」＜参考様式3＞等を事務局へ提出する必要があります。 なお、補助事業実施場所が本社所在地と同一である補助事業者の本社所在地変更の場合は、「補助事業計画変更（等）承認申請書」＜様式第3-1＞の提出も必要となる場合があります。 <u>認定支援機関要件である認定経営革新等支援機関及び金融機関の変更</u> 、補助事業終了年度（基準年度）の変更、決算月の変更となる場合は、Jグランツより提出してください。
2.5	R8.3.30	30	フェーズ4～補助事業完了後の事業計画期間～ (25) 補助事業者情報等（社名等）の変更（決算月等の変更も含む）	補助事業者情報（代表者、社名、本社所在地） <u>や決算月を変更する場合など</u> 、変更内容によっては、「社名等変更届出書」＜参考様式3＞を事務局へ提出する必要があります。	補助事業者情報（代表者、社名、本社所在地）、 <u>決算月、認定経営革新等支援機関及び金融機関等の変更がある場合</u> 、変更内容によっては、「社名等変更届出書」＜参考様式3＞を事務局へ提出する必要があります。